

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項及び同法第 1 3 7 条第 2 項の規定に基づく
下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6
条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の
規定により掲載する。

令和 8 年 1 0 月 2 1 日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 6 6 号

対象土地 兵庫県小野市高田町字惣山 1 8 3 6 番 1 0 8
兵庫県小野市高田町字惣山 1 8 3 6 番 4 1

手続番号 令和 8 年第 6 7 号

対象土地 兵庫県小野市高田町字惣山 1 8 3 6 番 1 0 8
兵庫県小野市高田町字惣山 1 8 3 6 番 5 1

手続番号 令和 8 年第 6 8 号

対象土地 兵庫県小野市喜多町字陰町 2 5 5 番
兵庫県小野市高田町字惣山 1 8 3 6 番 5 1

2 関係人の氏名又は名称

藤原長左衛門、小林亀次

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る測量及び実地調査の実施の
通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に
交付する。